

【使用できる交通機関】

市が指定するバス、鉄道、タクシー、船舶 ※本市内で乗車し、または下車する場合

【申請】 代理人も申請可

●申請書の記入内容

「運転していない旨の誓約」と「運転していないことを確認できる人」を記入していただきます。（免許返納した人は、確認ができる書類があれば記入不要）

●確認書類（コピー不可）

① 75 歳以上：マイナンバーカードなどの本人確認ができるもの

② 要介護認定者等：介護保険被保険者証など認定等の確認ができるもの

③④ 各手帳・受給者証 ※免許返納した人は、運転免許取消通知書などの確認書類

●代理申請の場合の確認書類

- ・代理人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）
- ・対象者本人からの委任状（本人の自署）※任意の様式で可
- ・委任状がない場合は、対象者本人および代理人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）

【申請受付期間】 5月8日（月）～令和6年3月29日（金）

【申請場所】 ①② 長寿介護課、③④ 福祉事務所、①～④ 各支所および出張所

教室に参加してみませんか？

問 松浦市地域包括支援センター ☎ 72-1111（内線 178）

福島保健センター ☎ 0955-41-3005 鷹島支所 ☎ 0955-48-3111（内線 15）

「すっきり元気教室」

市では、介護が必要な状態になるのを予防し、いつまでも元気に生活するための教室を開催しています。頭と体の体操やレクリエーションなどを行いますので、お気軽にご参加ください。

【対象者】 市内在住で、おおむね 65 歳以上の人

【日時】 午前 9 時 30 分～ 11 時

（実施期間…4 月から翌年 3 月まで）

【参加費】 無料

※内容によって実費を伴う場合があります。

※詳しくは問合せ先までお尋ねください。

「介護予防教室」

市では、65 歳以上で日常生活に支障をきたしている人（足腰の筋力が弱る、物忘れがある等）に対し、保健・医療の専門職が 6 か月間の集中的な生活機能改善プログラム（週 1 回、送迎つき）を行うことで、活動や社会参加の自立を目指すことを目的に「介護予防教室」を実施しています。

「最近、足腰が弱り生活に支障がでるようになった」など、ご相談がありましたら、問合せ先にお尋ねください。



「外出支援券」の申請受付は

令和5年度中に使用できる外出支援券の申請受付を、5月8日（月）から市役所の開庁日に長寿介護課・福祉事務所・各支所および出張所で行います。

昨年度までのわくわく・おでかけ券とは対象者が変わっていますので、下記内容を確認し、該当する人は申請手続きをお願いします。

次のどれかに該当しますか？

- ①当該年度に75歳以上になる
- ②要介護認定者、要支援認定者、総合事業の事業対象者である
- ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている
- ④特定医療費（特定難病）医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている

いいえ

はい

*** 在宅で生活していますか？**

* 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院入所中は対象外です。

いいえ

はい

青島・飛島・黒島に住んでいますか？

いいえ

はい

日常生活で車・バイクを運転しますか？

日常生活で車・バイクを運転しますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

対象外

交付
(100円×100枚)

交付
(100円×130枚)

※月1回程度運転する人、介護保険施設入所中の人は対象外。